

決算短信に関する研究会報告 骨子

～ 決算情報のより適切な開示に向けて～

1. 研究会設置趣旨及び検討の基本的な考え方

- ・ 近年、決算短信における開示内容の大幅な充実の反面、開示内容の増大により迅速な決算発表が制約されている等の指摘
- ・ 有価証券報告書の電子開示の進展等も踏まえ、決算発表時に投資者が必要とする決算情報が迅速かつ適切に開示されるよう、決算短信の開示時期や内容の見直し等について検討
- ・ 決算情報の迅速・適切な開示という決算短信の本旨を踏まえ、速やかな開示を促すとともに、最低限の共通項目を定めるほかは、重要性等に応じて開示の要否を選択できる仕組みを導入
- ・ 開示項目の整理の視点として、
 - 基本的な決算数値・業績予想値のほか、投資者がそれらを適切に理解・活用する上で重要な情報については決算短信での開示を求める
 - 重要性によっては決算発表より後に行われる有価証券報告書の電子開示に委ねることで足りる情報については、有価証券報告書に委ねる
 - 毎年大きな変更があるものではないため、重要な変更がない場合には直近の有価証券報告書など既に開示されている資料に委ねることで足りる情報については、重要な変更がある場合のみ決算短信での開示を求める
 - 決算に関する情報ではないため決算発表の枠組みの中で開示する必要が乏しい情報については、決算短信から分離する

2. 決算短信の構成、位置付けの整理 (略)

3. 開示時期

- ・ 決算情報は投資判断上最も重要な会社情報の1つであり、速やかな開示が必要
- ・ 遅くとも、第1四半期の約半分が経過する期末後45日以内の開示を行うことが適当。さらには、30日以内(期末が月末の場合は、翌月内)での開示が、より望ましい。(ただし、上場会社は、迅速な開示を意識するあまり、必要な内容・信頼性を欠く開示に陥らないように留意が必要)
- ・ 加えて、例えば50日以内の開示ができない場合には、理由及び翌年度以降の開示時期の見込み・計画について開示を求めることが適当(経過期間設置や日数の段階的引上げなど上場会社の準備期間に配慮した適用)
- ・ その他、上場会社において、早期開示を前提とした取締役会日程の設定等迅速な開示に対する意識の向上、決算集計作業の効率化等決算発表実務の改善が必要。東証でも、早期開示に取り組んでいる会社の事例紹介など支援を実施

4. 財務諸表の注記事項

- ・「セグメント情報」、「貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書に関する注記」、「重要な後発事象」、「1株当たり情報」、「継続企業の前提」、「持分法投資損益」は、決算短信での開示が必要
- ・「税効果会計」、「退職給付」、「関連当事者との取引」、「有価証券」、「リース取引」、「デリバティブ取引」は、有用な情報であるが、各社により重要性が大きく異なるため、上場会社が決算発表時における開示が必要かどうかの観点から重要性が大きくないと判断した場合には、省略できるとすることが適当

5. 定性的情報

- ・「会社の利益配分に関する基本方針」は、利益配分に関する重要な情報として、決算短信での開示が必要。さらに、目標配当性向の開示など、利益配分の考え方についてより適切な説明が行われることが適当
- ・「経営成績・財政状態（当期実績・翌期見通しの分析）」は、決算、業績見通し等の情報を投資者が適切に理解するための情報として、決算短信での開示が必要。さらに、セグメント・事業分野別の当期業績・翌期業績見通しの分析など、より適切な説明が行われることが適当
- ・「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」は、決算に関する情報でないため、別途の開示とすることが適当
- ・「会社の経営の基本方針」、「目標とする経営指標」、「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」は、経営成績・財政状態の分析の上で重要な情報であるが、必ずしも毎年大きな変更があるものではないため、決算短信では重要な変更があった場合のみ開示されれば足りるとすることが適当

6. 単体情報

連結財務諸表作成会社の単体情報

- ・単体情報は、連結情報が決算情報の中心として定着している半面、配当は個別財務諸表の制約を受けることや連結ベースでの分析における補完情報としての利用ニーズもなお認められることを踏まえ、全社に対して最低限の基礎的な情報の開示を求めた上で、簡略化を図る
- ・決算短信1枚目のうち、「配当金額」、「配当予想」は、重要な投資判断情報として、全社が開示することが適当。「個別経営成績・財政状態に関する主要指標」も、単体情報の概要を端的に示す参考情報として、全社の開示が適当。ただし、「個別業績予想」については、各社が、自社にとっての単体情報の重要性を踏まえ、開示するかどうかを選択できるとすることが適当
- ・財務諸表部分に関しては、「個別財務諸表」については、単体情報の基礎的な情報として全社が決算短信において開示することが適当。ただし、「財務諸表の注記事項」については、「継続企業の前提」を除き、決算短信における開示は原則不要

7. 業績予想

- ・ 業績予想の開示は、業績の見通しに関して最も詳細かつ正確な情報を有すると考えられる上場会社自身によりその見通しが示されるものとして、非常に重要な情報であり、引き続き開示がなされることが適当
- ・ 標準的な開示項目として、現行の項目に加え、営業利益予想を開示することが適当
- ・ 標準的な予想対象となる期間・方法としては、原則として通期・中間期、特定の数値による予想の開示が適当（これによる開示が困難な場合は、翌四半期の予想、あるいは、レンジによる予想に代えることができる）
- ・ 業績予想は、予想値が合理的な根拠により算出される必要があるほか、投資者が業績予想が不確実な情報であることを理解しながら適切に利用できるようにするため、定性的情報において、業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策やセグメント・事業分野別の動向の見通しを開示することが適当
さらに、業績予想の前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動による影響が大きい事業内容・業種の上場会社にあつては、前提条件（さらに、その変動による業績への影響）を開示することが望ましい
実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのある要因の説明を含め、将来情報の利用に関する注意表示を適切な形で決算短信に記載することが適当
- ・ 当初予想から事情の変更が生じた場合、速やかに業績予想の修正について検討し、適切に開示することが適当

8. 開示形式、1枚目

- ・ 連結中心の開示への移行後5年以上が経過し、ほぼ全社が連結・単体同時の決算発表を行っていること等を踏まえ、連結・個別を一体の資料とする
- ・ 決算に係る投資判断上有用な情報を一覧性をもって簡潔にまとめた決算短信1枚目について、最近の投資者ニーズ等を踏まえ、適切な項目に見直すとともに、連結・個別情報をまとめた2ページの資料とし、そのうち、一覧性をもって開示されることが特に望ましい情報については1ページ目にまとめて記載

9. その他（略）

10. 適用時期

- ・ 上場会社等における実務上の準備の必要を踏まえ、平成19年3月期決算発表から適用

以上